

6月の処方箋

6月の処方箋

これって本当に儲かるの？

アルバイト紹介の携帯サイトに個人情報を入力し登録した。業者から電話があり、「絶対もうかるから競馬情報を買わないか。」と言われて、収入が減っていたのでその気になり、12万円を振り込んだ。もらった情報はすべてハズしてしまった。払ったお金を取り戻したい。
(20歳代 女性)



<相談の経緯>

電話勧誘であり、8日間のクーリング・オフ期間内だったので、本人から書面で通知し、あわせて返金を求めたが、クーリング・オフできないはずと言われた。センターから電話をして、**昨年12月より改正特定商取引法が施行され、競馬情報もクーリング・オフできるようになったことを丁寧に説明したところ、全額返金されることになった。**



ワンポイント アドバイス

絶対にもうかる話はありません

原則、すべての商品・役務が規制対象になり、クーリング・オフできるようになりました！

今回のケースのように、特定商取引法改正によりクーリング・オフできる範囲が広がりましたが、業者と連絡が取れなくなり、払ったお金が返金されない詐欺的な被害も目立ちます。安易にお金を振り込まないようにしましょう。

しまった、と思ったらすぐに相談しましょう。



ホットちゃん

しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬生活科学センター

相談電話: 0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話: 0796-23-1999